

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第2号 2016年10月28日発行
発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0802 大分市田の浦12組
TEL097-529-5030 fax097-532-3772
郵便振替01710-7-167636
E-mail:nonukes@able.ocn.ne.jp
<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/>

9月28日原告264名が大分地裁に提訴



午後2時に弁護団代表が大分地方裁判所に訴状を提出。いよいよ伊方原発を裁判に訴えて止める本訴訟が始まりました。この間、7月4日までに仮処分

を求めて原告団の中から4名が申立を行ってきました。これを先発隊とし、ついに裁判闘争の本体が立ち上りました。すでに8月12日に私たちの反対の声を無視して伊方原発3号機が再稼働しました。私たちの生命と暮らしは日々恐怖にさらされることになりました。万が一、福島原発クラスの過酷事故が起これば大分県民の生活の根底を覆され、生存そのものを否定される事態にもなりかねません。

司法に訴え、司法の毅然とした判断をあおぐことでしか、動き出した原発を止めることはできません。私たちは、やらねばならぬこととして、この裁判に踏み切りました。

11月17日10時20分より第1回口頭弁論

参加者は大分地裁9時45分に裁判所集合

さっそく公判の大きな山場が訪れます。第1回口頭弁論です。原告団共同代表の松本文六氏が代表してトップバッターとして意見陳述をします。この日は原告及び応援団である私たちのグループで法廷席を埋めることで、私たちの裁判に賭ける強い意思を裁判長に示さねばなりません。ご協力お願いします。

あなたの出番です！大法廷の原告席、傍聴席を満席にしましょう

本訴がスタートし、最初の公開で開催される法廷です。原告、また応援団員である私たちひとり一人がここでしっかりと裁判の様子を見つめていくことが大変大事なことだと思います。多くの皆様のご参集をお願いします。

同封はがきで参加確認します

参加者は開廷時間よりも少し早め（9時45分）に地裁玄関前にご集合いただき、揃って法廷に入場することになります。

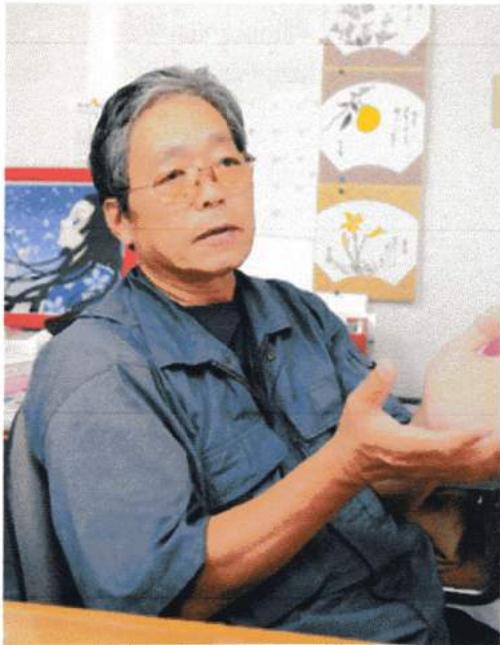
参加される方はニュースに同封されている「はがき」に必要事項を記載していただき、52円切手を貼って投函してください。

**交流・報告集会（口頭弁論終了後）
大分県県弁護士会館にて：裁判所徒歩3分**

口頭弁論は30分程度で終了の予定です。終了後に大分県弁護士会館にご案内をし、そこで報告集会を持ちます。引き続き是非ご参加をお願いします。原告、応援団の自己紹介等の交流の時間を設けたいと思います。弁護団は第4回審尋終了後に合流します。（午前中までの時間設定です）

原告の決意

その1 2016年9月26日朝日新聞



第3種郵便物認可

享月

伊方差し止め 28日提訴

四国電力伊方原発（愛媛県伊方町）の運転差し止めを求め、対岸の大分県の住民らが28日、大分地裁に提訴する。原告は250人以上になる見込み。その一人、同県臼杵市の伊東俊義さん（64）は、伯父が米国の水爆実験で被曝した第五福竜丸の乗組員だった。核で人生を狂わされた親族を身近にみてきたからこそ、原告に加わった。

9/26

大分から「核の悲劇 二度と」

第五福竜丸元船員の親族 原告に

伊東さんの伯父の高木兼重さんは、大分県のマグロ漁師だった。1954年、米国が太平洋のビキニ環礁で行った水爆実験に遭遇した静岡県焼津市のマグロ漁船「第五福竜丸」に操機手として乗り込み、被曝した。

高木さんの次女（71）によると、大分に戻つてからもう数年は体調を崩して働けず、マグロ漁船には二度と乗れなかつたという。89年、肝臓がんのため66歳で亡くなつた。

伊東さんは、伯父に第五福竜丸のことは尋ねなかつた。「周囲から『聞いてはいけない』と教えられていた」と振り返る。

伯父宅には、ビキニ事件に関する本や第五福竜丸の船員と一緒に写った写真

伊東さんは、大分に戻つてからもう数年は体調を崩して働けず、マグロ漁船には二度と乗れなかつたといつた。（驚いた）」「毎年、東京まで検査に呼ばれる。モルモットみたいだ」

臼杵市でネット関連会社を経営する伊東さんは、原発を身近な問題と感じず、「日本で原発事故なんて起きるはずない」と考えていた。ところが、2011年に東京電力福島第一原発事故が発生。しばらくして国内の原発はすべて停止し、「原発ゼロ」が続いた。伊方原発は「もう動かさないだろう」と思っていたが、

提訴の28日は、原告団事務局の一人として参加する集会を撮影し、ホームページに掲載する予定だ。「核によって人生を狂わされてしまう人を二度と生み出しまじめない」と話している。

（枝松佑樹）

四電は再稼働に向けた準備を始めた。
「事故が起ければ、大分への影響は計り知れない」と不安が募つた。伊方原発から大分県は豊後水道を挟んで最短45キロ。「第五福竜丸は爆心から160キロ離れていたのに、自分はこんな体になつた」と伯父が話すのを聞いていただけに、なぞら心配になつた。

7月、伊東さんは差し止め訴訟の原告に名を連ねる知人から、原告団のホームページ作成などを頼まれた。「このまま黙つているのは悔しい」。自身も原告に加わることを決めた。8月、四電は伊方3号機を再稼働させた。

原告の決意その2

(原告申し込み時の記載事項より抜粋)

- ・安全な生活、自然を守るために市民ひとり一人が声をあげていく必要があると思います。
(大分市 T)
- ・5月末、熊本市でのボランティアの帰りに益城町にも立ち寄りました。熊本市内に住み益城町にボランティアで通っている友人から「見ておいた方がいい」と勧められたからです。雨のなかで見た益城町、言葉がありませんでした。地面が動いており、自然の大きなエネルギー、私たち人間の抗うことのできないエネルギーを実感しました。人間は自然のなかで生かされている。人間の力で制御できない原発は廃止すべきです。再稼働は絶対に許せません。私たちは微力ですが無力ではない。原告に加わらせて下さい
(大分市 O)
- ・孫のためには一步も引くことはできません。毎日のように続く地震のゆれを感じながら原発の無事を祈る なんて… 誰も責任を取らない国ニッポン。ほんとに情けない大人たちです。
(大分市 M)
- ・東北大震災であれ程の大きな原発事故を起こし、住民の方が住むことも出来ず、そしていまだに廃炉のしっかりした道筋もない状態が続く中、政府はどうして再稼働等出来るのか理解できません。安価などろか、危険で膨大な費用がかかる原発なのに。目先の電気代より、もっと将来の事、子供たちの未来の時代のこと等考えて、勇気ある政策転換をしてもらいたいと思います。
(大分市 O)
- ・チェルノブイリの事故以来、いつか日本でもと毎日のテレビニュースから目が離せない30年でした。子ども達の未来、元気で大人になれる日が来るのかと心配しながら日々、子ども達は母親になりました。そして3.11。今、4人の孫に恵まれ、その未来を考えると不安から解放される日はもっと先と思われます。この運動にささやかながら応援いたします。
(日田市 I)
- ・福島原発事故から五年が経つ。未だに多数の住人が故郷を追われ放射線障害に怯えながらの生活を余儀なくされている。それにもかかわらず、事故の責任は誰一人問われることもなく、事故の解明も調査・検証も曖昧なままである。国民の命と暮らしを真剣に守るために、我が地震列島から原発を無くさねばならないと思っている。
(杵築市 N)

- ・時間的、空間的に人がコントロールできない危険なもの(原発)を気安く使うということが信じられません。福島のことをどう理解しているのか。推進する人たちはあまりに鈍感！！分かっている人が止めるために努力しないといけないですね！よろしく。(P,S) 福島で、新築した住宅の下に(放射能)汚染物が埋められていたとニュースがありましたが、全くひどい話ですね！！
(大分市 H)
- ・充分な環境下で生活してきたとは思っていませんでしたが、それなりに安心して暮らしていました。しかし、福島の原発事故以後は地震大国の国民として、伊方原発から約70kmに暮らす大分市民として、今を生きる自分だけでなく将来にわたって伊方原発周辺住民の生命と暮らしの危機を大きく意識せざるをえません。又、原発立地自治体に対する政府の対応と沖縄の米軍基地問題に対する政府の対応の、真逆という言葉では言い尽くせない、その大きすぎるギャップに強い憤りをおぼえています。子と孫は大分には住んでいませんが、彼らの将来のためにも皆さんと力を合わせて闘い続けたいと思っています。一喜一憂するのは人間の常ですが、失望することを拒否する精神を大事にしながら頑張りましょう。
(大分市 I)
- ・原発に頼らない生活をする、原発の廃棄物をどうするのか？処分方法もはっきりしないでダラダラと稼働している、人間はバカである破滅の道をすすんでいる、子供に申し訳ない。
(大分市 M)
- ・原発には反対していますが、今まで長期間社会に云いたいことを云ってこなかったので、体力があるうちに手伝いできたらと参加することにしました。良く分かっていない高齢者ですがよろしくお願ひ致します。
(大分市 K)
- ・90歳のあちこち故障のある老人ですので、外に出向くことはできませんが「原発阻止」の固い気持ちを持ち続けています。
(別府市 N)
- ・やっとここまでこぎつけた、という気持ちです。これほど現実(東日本大震災後の東電、政府、マスコミ…現地の人々の生活)を見ながら、我が生活環境に気付き、恐れそれぞれの判断・行動に出ると思っていたが、それほど深刻に受け止められていないと思う。今立ち上がりなくて、いつ？という思いだ。いのちに関わることなのでなおさら…だ。
(別府市 H)

- ・原子力ムラ利権と核兵器製造のポテンシャル維持のための原発は必要ありません。 (宇佐市 H)
- ・福島までは何も知りませんでした。でもあんな現実を見てまだ続けることは決して許されません。“想定”など、人間のできることではありません。 (大分市 S)
- ・大分市民として当然の行動を取らせて頂いた思います。今後も注目し続けます。 (大分市 W)
- ・「原発はよくないよな」という漠然とした思いを持っていただけで、はっきり「反対！やめよう！」の取り組みをしてこなかったことを悔っています。せめて「原発はやめる」ということを今の日本の大人の責任で決めてから死にたい。 (大分市 T)
- ・東京電力の原発事故は私たち人間の生きる生存権

を奪うものであったことが明らかになりました。

にもかかわらず政府・経営者は原発による電力をと考えています。私たちが声を上げることで阻止に向けた取り組みが進んでいきます。伊方原発は私たちの生活圏の中にあります。事故が起こる前に止めなければなりません。 (宇佐市 N)

- ・伊方原発 3 号機の再稼働にあたり事故が起きたらどうなるのか自分の目で確かめたいと「被災地を訪ねる 3 日間」に参加してきました。原発に最初から反対し続けた宝鏡寺の早川さんの話の中に「百聞・百見・百考・一行」本堂の貼り紙に「原発大事故こんども日本」と書いてありました。だまっていることは賛成したことと同じではないかと思い福島の現状を友人や知人に伝えたいと思います。 (大分市 O)

応援団も頑張っています

応援団共同代表 奥田富美子さん

「この国は原発事故を起こしても原発が止まらない」これは、今年 7 月逝去された藤田祐幸さんが 2011 年 3 月東日本大震災で東京電力第一原子力発電 3 号機の爆発で深刻な放射能汚染を引き起こしても尚、國の方針が変わらない様子に嘆き、吐き出された言葉です。2011 年 3 月 11 日から数か月後だったと思います。

1979 年スリーマイル島での事故をきっかけに反原発運動を 30 数年間続けてこられた藤田さん。お話を聞くたびに緊張感や絶望感を抱き、この世に 4 人子どもを生み出した私は愚か者ではなかろうかとも思ったものです。

これまで多くの先輩方ががんばってこられても止められなかつた、止まらなかつた原発。熊本・大分地震から「伊方原発とめよう!!」という気運の盛り上

がる県民とともに私たちの手で止めましょう。再稼働を絶対に許さない!!私は応援団の一員として「伊方原発をとめる裁判」を応援します。今を生きる大人の責任として子どもたちに「原発のない社会」をリレーしましょう。



*集会のときに、明るく元気にてきぱきと司会進行役をしていますので、知っている方も多いと思います。宇都宮陽子さん（裁判ニュース No. 1 で紹介）とともに応援団共同代表をつとめています。臼杵市在住で、市議会議員として大活躍中です。

弁護団に地元大分、全国から計 49 名が結集

その内訳は大分県内の徳田靖之、岡村正淳共同代表はじめ弁護士計 34 名、そして河合弘之弁護士（脱原発弁護団全国連絡会）とそのスタッフ（甫守、大川弁護士…）、井戸謙一弁護士（滋賀県弁護士会）、さらに薦田伸夫弁護士（松山訴訟弁護団）…です。

全国から注目を浴びている裁判であり、全国から英知を結集していただく、井戸弁護士のように自ら駆せ参じて来ていただきました。何としてでも勝たねばならない裁判であることの表れです。

訴 状(抜粋) 請 求 の 趣 旨 (P 4~P 7)

- 1 被告は、愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3において、伊方発電所2号機及び3号機の原子炉を運転してはならない。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 はじめに

1 福島第一原発事故の教訓

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災」という。）を端緒として、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）は、国際原子力事象評価尺度（INES）で「レベル7」という極めて深刻な事故を引き起こし、結果的に、放射性物質を大量に外部環境に放出する大事故となった（以下「福島原発事故」という。）。

同事故によって放出された大量の放射性物質のため、事故から5年半以上を経過した現在でも約10万人の人々がふるさとを追いやられ、避難生活を送ることを余儀なくされている。放射性物質は人体に悪影響を与えるのみならず、地域コミュニティを崩壊させるなど、深刻な被害を広範囲の人々にもたらしているのである。

このように、福島原発事故は、軽水炉において、事業者が想定する安全対策では到底収拾することができない種類の事故、すなわち過酷事故が起こること、そして、一旦過酷事故が起きると、大量の放射性物質の放出により、多数の人の生命、身体、精神及び生活の平穀、あるいは生活そのものに重大な被害が発生することを実証したのである。

多くの日本人は、この地震大国で原子力政策を継続することの愚を悟り、各報道機関の世論調査においても、原発再稼働反対の意見が賛成の意見を上回っている。

2 原発再稼働の動きが加速していること

政府は、福島原発事故を受けて、原子力規制委員会を新設するとともに、平成25年7月8日にはいわゆる新規制基準を策定し、停止中の原子炉の運転を再開する場合には、新規制基準適合性審査を受けることが必要となった。

これを受け、各電力会社はその所有する原発の再稼働に向けて、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可等の申請を次々に行った。被告も、いわゆる新規制基準が施行された平成25年7月8日、伊方発電所3号機（以下、伊方発電所を「伊方原発」、伊方原発1号機ないし3号機をそれぞれ単に「1号機」「2号機」「3号機」、3号機を「本件原発」ともいう。）について、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可等の申請を行い、同委員会は、平成27年7月15日、申請を許可した。これを受け、同年10月26日、愛媛県知事は、被告との原子力安全協定に基づき、3号機の再稼働に同意し、平成28年8月12日、被告は本件原発における再稼働を始め、同年9月7日、営業運転に移行した。

以上のとおり、まるで福島原発事故などなかったかのように、原発を再稼働させている。

3 本訴訟の目的

福島原発事故は、放射性物質にとって県境など関係なく、ひとたび過酷事故が起きれば、風向き次第で数十キロメートルの範囲を長期間人が住めない汚染地域にしてしまうことを、痛切な教訓として我々に伝えている。

ここ大分県は、近いところだと伊方原発から50km圏内に入り、大分市の中心部でも、70km程しか離れていない。しかも、伊方原発と大分県との間にはほとんど海しかなく、放射性プルームを遮るものがない。もし伊方原発で福島原発事故並の過酷事故が発生し、福島原発事故の時と同じように東から風が吹けば、大分県も福島県のように人が住めない汚染地域を抱える可能性が十分にある。そうなれば、先祖代々受け継がれてきた、大分の人々の暮らしや営みも、大分の美しい自然風景も、豊富な海洋資源も、日本を代表する温泉地も、半永久的に失われることになる。

大分県民は、目と鼻の先の対岸に原発が出来ることを望んで誘致したことなどない。伊方原発が発電する電気の恩恵を受けたこともない。経済的見返りなく、ただ事故のリスクだけを引き受けなければならない。ところが、大分県には自治体の同意権すら認められていない。大分県の各自治体から再稼働に懸念を表明する意見が出ても、被告はほぼ無視を決め込んでいる。

被告は、自社の利益だけを追求して伊方原発を再稼働しようとしている。だが、被告は伊方原発が安全であることについて十分な説明がまったく出来ていない。安全が確保されていない以上、過酷事故はいつ起きてもおかしくない。福島原発事故の反省が不十分な規制当局が許可をしたからと言って、安全でない原発の再稼働を見過ごす訳にはいかない。現世に生きる者として、先祖代々受け継いできたこの大分での暮らしや営みを、次の世代に引き継いでいく責任がある。

しかも、大分県の場合には、去る4月16日に発生した熊本地震において、震度6弱の地震とこれに続く余震に見舞われたばかりであり、伊方原発周辺において、今後、こうした規模と同程度以上の地震が発生する危険性を身を以て体験している。

原告らは、そのようなやむにやまれぬ思いから、本訴訟を提起した。

第2 当事者

1 原告ら

原告らは、別紙当事者目録記載の住所地に居住する者らであり、いずれも伊方原発から概ね半径140km圏内に居住する者である。

2 被告

被告は、発電事業等を営み四国4県へ電力供給を行う株式会社であり、愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3に加圧水型原子炉を使用する伊方原発を設置・所有している。

第4 伊方原発における過酷事故発生の蓋然性

(P17～P21)

2 伊方原発における過酷事故の蓋然性

(1) はじめに

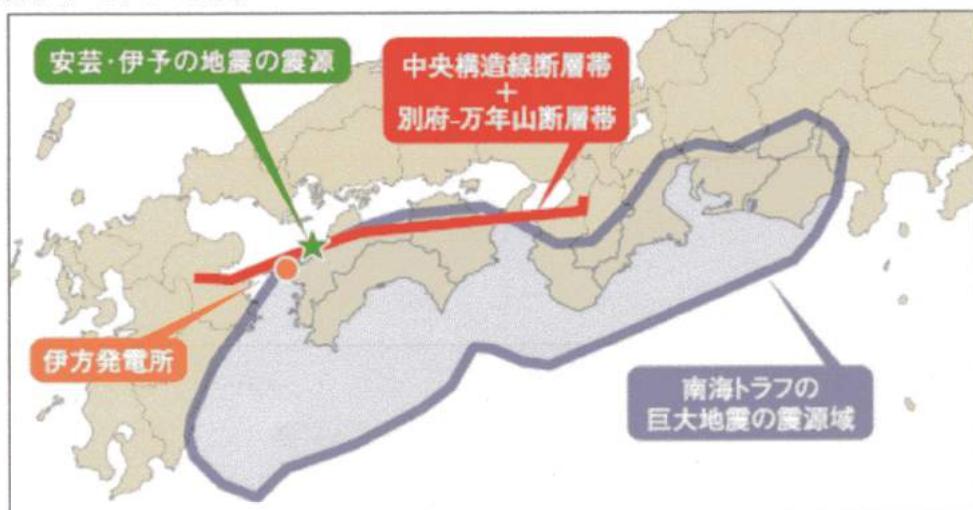
以下では、伊方原発における過酷事故発生の蓋然性について、地震、津波等の自然災害や人為的な災害の可能性、さらには過酷事故の原因となる災害発生後の二次的な事故によって過酷事故の収拾が不可能になる危険も含めて指摘する。

(2) 地震

ア 伊方原発の立地の危険性

伊方原発は、南海トラフ巨大地震の震源域上に位置するだけでなく、中央構造線断層帯と別府一万年山（はねやま）断層帯という非常に長大な活断層の極近傍に位置しており、大地震の発生が具体的に懸念される地域に所在する（次頁の図参照）。

政府の地震調査研究推進本部は、南海トラフの巨大地震について、マグニチュード8～9クラスの巨大地震が30年以内に60～70%程度という極めて高い確率で発生するとの長期評価を発表している。中央防災会議によると、この地震による「最大ケース」の死者・行方不明者数は32万3000人に上ると予想されている。これは東日本大震災の約17倍である。伊方原発はその震源域（地震が発生したときの岩盤のずれ（断層）が生じた領域。なお、震源は岩盤のずれが始まったところを指すのに対し、震源域はそのずれが地震波を周囲に発しながら広がり、最終的にずれ破壊を生じた領域全体を指す。）に位置しているから、南海トラフ巨大地震により、激しい地震動が伊方原発を襲うおそれがある。



同じく政府の地震調査研究推進本部の長期評価によれば、中央構造線断層帶において、金剛山地東縁の当麻断層から伊予灘西部断層の断層帶（約360km）全体が活動すると、Mw（モーメントマグニチュード）7.9-8.4の地震が発生すると推定されている。伊方原発は、中央構造線断層帶からわずか5km程度しか離れていない場所にあるから、伊方原発近くの断層が活動すれば、地震動により施設破損等の被害を受けることは確実である。

さらに、平成16年2月に発表された地震調査研究推進本部の長期評価によれば、安芸灘～伊予灘～豊後水道における海洋プレート内地震は、M6.7-7.4の地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると評価されている。このタイプの地震は伊方原発の直下で発生する可能性がある上、短周期成分が多いことや応力降下量が高いことなどが知られ、十分に注意が必要である。

地震学者の都司嘉宣氏は、「地震学者としてこれだけはやめてくれ」と言いたい日本の原発として、伊方原発を浜岡原発に次ぐワースト2に挙げているのである。

イ 熊本地震に続く地震の連鎖

平成28年4月14日以降、熊本県や大分県で相次いで発生した一連の地震（熊本地震）は、日本最長の断層帶である中央構造線が引き起こしたものである。同日に発生した熊本地方を震源とするM6.5の前震に続き、中央構造線に沿って阿蘇や大分県でも、連鎖的にM5クラスの地震が繰り返し起きたことから、さらに東側にある伊方原発前面海域の断層による地震が誘発される危険性がある。

伊方原発が再稼働した現状においては、これが起きて「原発震災」に至るおそれが現実のものとなっている。

政府に設置された地震調査研究推進本部地震調査委員会による「平成28年熊本地震の評価」によれば、平成28年4月16日午前1時25分に発生したM7.3の地震の場合には、南阿蘇村河陽において最大加速度1316.3ガル、大津町大津で1791.3ガル、震源地から90.1km離れた別府市鶴見において1155.0ガルの最大加速度が計測されたことが明らかにされており、国立研究開発法人防災科学技術研究所によれば、同地震の直後の午前1時25分40秒に誘発された大分県内の地震では、湯布院町で723ガル、九重町で598ガルが計測されている。

これらははぎ取り解析による数値ではないため、基準地震動と単純比較はできないが、日本はいつどこで強い揺れが襲うか分からぬ国であることが改めて明らかとなった。

ウ 伊方原発における基準地震動が過小であること

被告は、伊方原発の基準地震動をこれまで何度も引き上げてきたが、現在でも650ガルに留まっている。

特に被告は、中央構造線断層帶から別府一万年山断層帶まで含めた480kmの断層全体が活動するケースまで想定しているにもかかわらず、そのMwはわずか7.7-8.0と評価している。これは、前記地震調査研究推進本部の長期評価における約360km活動ケースのMw7.9-8.4を下回っている。海洋プレート内地震については、基本ケースでM7.0、「不確かさの考慮」でも敷地直下ではM7.2までしか想定しておらず、長期評価のM7.4を下回っている。南海トラフ巨大地震の想定でも、応答スペクトル手法ではMw8.3の設定になっている。本来であれば、一般防災を目的とした長期評価よりも地震規模を上乗せするのが、基準地震動の適切な評価というべきであるが、被告の想定は長期評価をむしろ下回っている。

新規制基準適合性審査中の原子力発電所の中には、柏崎刈羽原発2300ガル、浜岡原発2000ガル、女川原発1000ガルと、4桁に届く基準地震動も見られる中（なお、この3つの原発は審査中であるので今後さらに基準地震動が引き上げられる可能性もある。）、伊方原発については、南海トラフ震源域や中央構造線断層帶等の特別な地震リスクがありながら、650ガルという評価に留まっており、新規制基準適合性審査をパスしたからと言って、安全性が保障されたとは到底言えないことは明らかである。

この点、石橋克彦神戸大学名誉教授は、新聞社の取材に対して、「敷地の前面に国内最大級の断層帶（中央構造線断層帶）があるにもかかわらず、基準地震動を最大650ガルとしたのは信じ難いほどの過小評価だ。」「（南海トラフ巨大地震が起きると）伊方原発は震源域の北西端の直上にあり、影響は甚大。長時間の揺れでプラント機能が健全性を保てるか疑問だ。」（平成26年9月20日付け大分合同新聞「伊方安全対策は脆弱 石橋克彦・神戸大名誉教授に聞く」とコメントし、伊方原発の基準地震動評価に疑義を呈している。

また、纏纏一起東京大学地震研究所教授は、別の新聞社の取材に対し、「南海トラフ巨大地震は震源域が一部で陸の下にかかっており、東北地方と同じ規模の地震が起きれば、もっと強く揺れるはずだ」「中央構造線断層帯があれだけ近いのに、この程度で済むのかなという気はする。(中略) 54キロから480キロ延ばして、これだけ(基準地震動が570ガルから最大650ガル)しか変わらないのは違和感がある。(基準地震動が)もう少し大きくなてもいい気はする」(平成25年3月21日付け愛媛新聞「東京大地震研 纏纏一起教授に聞く」とコメントし、やや表現は異なるが石橋教授とほぼ同様の指摘をしている。

第6 訴訟物及びその判断のあり方について

(P35~P37)

1 本件請求は人格権に基づく請求であること

人格権は、個人の生命、身体、精神及び生活の平穏等の人格的利益を保護法益とする権利で、憲法上保障された権利であり(13条、25条)、かつ、私法上の排他的性質を有する権利である(平成7年7月7日最高裁第2小法廷国道43号線・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件判決)。したがって、この人格権について違法な侵害を受けた者は、その侵害を排除することができる。また、現実の侵害が発生していなかったとしても将来違法な侵害が発生するおそれがある場合には、その侵害を受けるおそれのある者は、その侵害の原因となる行為の差止めを請求することができる。

これを本件についてみれば、前述のとおり、伊方原発には安全性に欠けるところがあるため、過酷事故が発生するおそれがあり、これによって、大量の放射性物質が外部に放出され、大気や瀬戸内海がこれに汚染され、原告らの生命、身体、精神及び生活の平穏、あるいは生活そのものに重大かつ深刻な被害が発生することは明らかである。

よって、原告らは、被告に対し、人格権に基づく妨害予防請求権により、伊方原発の差止めを請求する。

2 本件における司法判断のあり方について

(1) 原発に求められる安全性の程度について

原発に求められる安全性の程度については、いかなるミス、欠陥も許さない安全性(ゼロリスク)ではなく、福島原発事故のような過酷事故を二度と起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性、ないしは、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性(深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性)と解すべきである。

(2) 立証責任の分配について

原告らの請求が認容されるかどうかの判断にあたっては、立証責任の公正な分配の問題が決定的に大きな比重を占めることになる。

この点に関しては、改めて準備書面において詳述するが、いわゆる伊方原発設置許可処分取消訴訟最高裁判決(最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決)を前提としたうえで、「深刻な災害を二度と起こさない」という観点から、当該原発が安全であるという高度の蓋然性が被告において立証されない限り、運転を許さないというのが、本件における立証責任の公平な分配というべきである。

(3) 安全性の判断基準のあり方について

原発訴訟は、極めて高度な科学技術的知見をもとに設置・運転される原発の安全性に関する訴訟であり、その安全性の判断にあたっては、一定の専門技術的知識及び判断能力が求められることになるのは当然である。

しかしながら、前述の安全性の程度や立証責任の公平な分配の法理に照らせば、その判断は、「必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない」(大飯原発3、4号機に関する福井地裁平成26年5月21日判決)のであって、一般的の経験則あるいは基本的な科学技術的知識・知見に照らして、被告が原告らの指摘する科学的、合理的な疑問に対して、当該原発が過酷事故を起こす高度の蓋然性がないことを主張、立証し得ているのかどうかを判断すれば足りるというべきである。

第7 結語

以上のとおりであるから、伊方原発2号機及び3号機の原子炉の運転は許さるべきではない。よって、請求の趣旨記載のとおり、その差止めを求める次第である。

事務局より A4版で39ページの訴状から抜粋です。全体の約3分の1です。訴状全体はホームページにて読むことができます。編集後記を参照のこと。

井戸謙一弁護士（滋賀県弁護士会）のことば

第1回審尋（7月21日）後の記者会見にて

滋賀県弁護士会の井戸です。ご紹介にありましたように、高浜原発の差止の本裁判と仮処分を大津地裁でやっていますが、その弁護団長を務めています。

この大分地裁での仮処分事件が非常に重要だと考えて、当初弁護団にはいっていなかったのですが、つい最近弁護団にいれていただきて、今日は滋賀県から馳せ参じました。

動いている原発をとめた！

原発と司法をめぐる情勢を振り返りますと、やはり3月9日の大津地裁決定というのは非常に大きかったと思います。これによって、現実に動いていた原発が運転停止のやむなきに至りました。そして、その決定が隣接県の申立人によって申し立てられた、隣接県の裁判所でなされたということ也非常に大きな意義があったと思います。そして先日7月12日、関西電力が出した仮処分異議に対して、大津地裁はこれを退ける決定をしました。仮処分決定のあと、非常にいろんな形でバッシングがありました。常軌を逸した決定であるとか、いろいろありましたが、そういうものに全く動じることなく大津地裁は原決定を維持する、そういう決定をしました。関西電力はすでに即刻抗告をしまして、舞台は大阪高裁に移りました。この決定を守るために私たちは全力を尽くすつもりです。

「司法リスク」を言いだした財界

そしてこの仮処分決定後の、あるいは今回の異議審決定後の関西電力のあるいは関西の財界の動きを見ますと「司法リスク」にうろたえているというふうに言っていると思います。関経連会長の森詳介氏、この人は元関西電力の社長ですが、「仮処分で原発の停止などは求められないよう法改正したい、そのように働きかけたい」というような発言までしています。勝負に勝てないから勝負をできなくさせるという、誰が聞いてもおかしな話ですが、こういうことを言わざるを得ないほどうろたえているということだと思います。彼らは今まで「司法リスク」というのは考えて来なかつたのですね。そんなことが現実のものだとは思ってなかつたわけです。それが現実のものになってうろたえているわけですが、それは明らかに甘いわけです。

3. 11以降、明らかに時代は変わった

3・11 前は確かにほとんどの裁判所は住民側の言い分を認めませんでした。しかし3・11以後はもう明らかに時代は変わった。原発問題のフェイズ

が変わっています。日本では絶対に起こらないと言われていた過酷

事故が起こって、これだけ大きな被害が出ました。一方で日本の電力の3割は原発が発電していて、原発がなかったら日本の社会は立ちいかないと言っていたのに、原発が1基も動かなくても2年間日本の社会は全く困らなかった。今現在動いているのは川内の1, 2号基だけですけど（㊟） 今夏も全く節電要請すら必要がない事態です。そして原発の電気は安いというふうに宣伝されていましたが、安くない、むしろ高いということが明らかになってきています。もうこの社会にとって原発の必要性はないということが日々明らかになりつつあるのです。（㊟2016年7月21日の時点です）



一私企業の経営安定のため、は通用しない

原発は必ずリスクがあります。このリスクは誰もが否定できない。そのリスクを周辺住民に受け入れさせる理由というのは、それが社会にとって必要なものだからということしかあり得ないです。日本の社会にとって原発は必要だ、だからリスクはできるだけ小さくするからそれは受け入れてくれ、そういうふうにしか説明のしようがない。しかし実は社会にとって必要なものではなかった。現在電力会社が、関西電力も四国電力も一緒ですけど、今必死になつて原発を動かそうとしているのは自分たちの経営の安定のためですね。一私企業の経営の安定のためにどうして多数の住民たちがリスクを背負わなければいけないのか、それはおかしいだろうという思いが国民の中にじわりじわりと広がっているんだと思います。だから世論調査をしても、原発はいらないとか、あるいは再稼働反対だという意見が5割6割、あるいは7割8割占めるんです。

市民の声が学者の背中を押す

最近島崎東大名誉教授が基準地震動について社会的に発言をして大きな問題になっています。ああい

うことをすると学者としては色々と不都合があるということは当然予想されます。だから島崎さん自身がそういう問題があると思っていても、そういうことをじやあ社会的に発言しようかということは相当決断がいったと思います。しかしそれでも言わないといけない、あるいは言おうと思ったのは国民の中の、市民の中のもう原発はいらない、原発のない社会を作つて欲しい、そういうものを希求する市民の声が背中を押しているというふうに思います。

普通の裁判官が普通に判決を書く時代がきた

3・11 前ほとんどの裁判官は原発のことを認めきました。しかし実は内心では悩んでいますね。だから、住民の請求棄却をしたことはいっぱいありますけれど、その中に悩みがあちらこちらに表れていました。「原発は負の遺産だ」とか「もう一度ここで立ち止まって国民的議論をしなければいけない」とかですね。本来書かなくてもいいようなことをあちこちに裁判官は書いています。悩みながらも、しかし最後の一線を踏み越えることができなかつた。

しかしもう時代は変わりました。これから今までどおりの判決をする裁判官もいるでしょうけど、しかしその一方踏み越える裁判官もこれからどんどん出てくる。3・11前はちょっと変わった裁判官が重大な決意をしないと原発の差止判決は書けなかつた。

た。だけどこれからは普通の裁判官が普通の事件で判決を書くのと同じような思いで原発の差止判決を書くことができる。そういう時代が今、切り開かれようとしているんだと思います。

非常に大事な大分での裁判闘争

高浜は司法の力、それを支える市民の力があるわけです。当然、前提ですけどその力によって止まりました、現に止まっています。当分動きません。川内は県知事が替つて、近く定期検査があつて止まりますので、そのあとの再稼働は非常に難しくなつた。川内は政治の力、市民に押された政治の力で止めることができるという見通しが出てきました。伊方は3件の仮処分、伊方も司法の力で止めることができると、そういう見通しが十分ある。

こうやって動きだそうとしている、あるいは動きだした原発をひとつひとつ止めることによって、原発のない日本というのが、その道筋が切り開かれていくんだというふうに思います。そういう意味でこの大分の仮処分事案は非常に大切だと思いますので、私もどれだけ力を割けるかというのではなくはっきり分かりませんが、できるかぎり協力してこの裁判に努力していきたいと思っているのでよろしくお願いします。

台灣 25年原発ゼロへ

朝日新聞 2016年10月23日

蔡政権 再生エネ拡大へ法改正案

台湾の蔡英文政権が2025年に「原発ゼロ」にすることを決め、行政院（内閣）は、再生エネルギー事業への民間参画を促す電気事業法の改正案を閣議決定した。再生エネの割合を20%まで高めることを目指す。東日本大震災後の反原発の民意を受けたもので、改正案は近く立法院（国会）で審議に入り、年内の可決を目指す。世界的にはドイツが2022年までの原発全廃を決めるなど、欧州を中心に脱原発の動きがある。一方、増える電力需要に応えるため中国やインドが原発を増設させており、アジアでは台湾の取り組みは珍しい。改正案は20日に閣議決定され、6～9年かけて発送電分離も行う。蔡總統は「改正は原発ゼロを進め、電源構成を転換する決意を示すもの」としている。台湾では原発が発

電容量の14.1%（15年）を占め、現在は第1～第3原発で計3基が稼働中。だが、東京電力福島第1原発の事故で反原発の世論が高まり、原発ゼロを公約に5月に総統に就任した蔡氏が政策のかじを切った。稼働中の全原発は25年までに40年の稼働期間満了となる。同法改正案では25年までに全原発を停止すると明記し、期間延長の道を閉ざす。太陽光と風力発電を再生エネルギーの柱とし、発電容量の割合を現在の4%から25年には20%に拡大することを目指す。

熊本地震に鳥取中部地震 いつ大分・伊予灘地震が来てもおかしくない?

小坂正則

熊本・大分地震から半年余り経った、10月21日に鳥取中部地震 M6.6 震度6弱が起こりました。そこは活断層のない場所だったのです。そして翌日22日の深夜3時33分には日向灘で震度4の地震が起きました。大分や伊予灘沖で本当に熊本地震並の地震が襲ってくるのではないかと、私は心配でなりません。ただ、地下の動きは100年や1000年単位の動きですから、半年後に動くとか1年後に動くなどとは言えません。ただ、この間の日本列島の地震を振り返って見ると決して100年などという長期の動きなどではなく、5年や半年の動きのように思えてなりません。なぜならこれまでの20年ほどの間に起きた大きな地震を並べてみれば分かります。

1995年1月17日兵庫県南部地震M7.3 (818ガル)
2004年10月23日新潟県中越地震M6.8 (2515ガル)
2007年7月16日新潟県中越沖地震M6.8- 柏崎刈羽原子力発電所敷地内にある地震計1基における観測データから、震度7相当 (993ガル)
2008年6月14日岩手・宮城内陸地震 M7.2 (4022ガル) 日本国内観測史上最大値)
2011年3月11日東北地方太平洋沖地震M9.0
2014年11月22日長野県神城断層地震M6.7
2016年4月14日熊本・大分地震M6.5 (1580ガル)
2016年4月16日熊本・大分地震M7.3

これだけ多くの地震がこの間わずか20年そこそこの間に起こっているのです。確かに熊本地震が起きたから大分でも今すぐ巨大地震が襲ってくるとは言えませんが、もう当面熊本では巨大地震は起きないのではないかと言えます。地震エネルギーが解放されたからです。つまり、日本列島の中で、まだ巨大地震が起こっていない場所の方がこれから大きな地震が起きるのではないかと思います。

「伊予灘沖の中央構造線を再検証する」小松正幸さん講演会報告 (9.28コンパルホールにて)

小松先生は、「これまで四国電力や国が中央構造線」と言ってきたものは、本当は中央構造線ではなく、あれは中央構造線が動いてできた断層帯なんだ」というお話しです。「断層帯とは中央構造線が動いたことによって起きた地震による活断層で、それ自体はたいして心配する必要はないそうです。問題は異なった地質がぶつかってできた中央構造線自

体がどこにあるのかが一番問題なのだ」
そうです。

そして、先生の説では様々な調査で分かったことだが、これまでの説である中央構造線が8キロから5キロ沖合にあるのではなく、三崎半島のすれすれの海岸線から1.5キロから0.6

キロの場所に中央構造線は走っているのだ」というのが小松先生の説です。

この説はまだ調査を行って証拠を集めなければ今の段階では仮説だとご本人も話しています。(興味のある方は「小坂正則のブログ」で検索願います。

<http://nonukes.exblog.jp/23572049/>



小松正幸元愛媛大学学長

中央構造線はいつ動くのか

私は小松先生に「中央構造線が動くのはいつ頃なのでしょうか。先生はどうお思いですか」と、聞きました。すると、先生は「それは私にも分からない」とお答えになりました。「地震は予知できないんですよ。明日起ころともしないし100年後かもしれない。予知したとしても、その幅が100年くらいあるんだからそんなものは予知にはならないんだよ。ただ地震が起きることは間違いないんだから、地震が起きても災害を最小にするために減災対策を行うべきなんだ。地震への安全対策というものは必ず新たな巨大地震によって覆されるんだよ。その経験を踏まえて次の対策を立てて来たんだ。日本中地震が起きない場所などないんだから、原発など建ててはならないんだよ」だそうです。

小松先生の説のように中央構造線が伊方原発のすぐ直近を走っているのか、それとも国や電力会社が言うように8キロから6キロ沖合を走っているのかは別として、地震への安全対策をとって原子炉を動かすことが安全なのか、それとも運転をやめて核燃料を抜いて別の場所に保管することが安全なのか、安全の度合いが高いのはどう考えても後者の方です。だから私たちは伊予灘沖の地震が起きる前に一刻も早く伊方原発を止めたいと思っているのです。

「仮処分」第3回審尋までの経過

7月21日 第1回審尋

四国電力側は誰も出席せず。しかし裁判長の判断で実質的な審理に入った。原告は訴状をはじめとして膨大な資料を提出したので、裁判長から「争点を絞って欲しい」と要請があった。

8月10日 第2回審尋

被告四国電力代理人が初めて出席し、原告申立の却下を主張した。今後の審尋の進め方について裁判長が原告側、被告側双方に意見を求めた。プレゼンテーションを入れたいという被告四電の申し入れについては、受け入れない、と裁判長が判断を下した。このことで、早期の決定の道筋が見えてきたと考えられる。(プレゼンを導入した場合には、相当な時間が費やされること、また日程がとりづらくなり、結果的に裁判日程が大きく先送りされることが予想された。)前回裁判長から要請のあった「争点絞り」について弁護団は地震、津波、地滑り、基準地震動の大きさについて、と回答した。

9月28日 第3回審尋

第2次原告団を募集します

今後とも伊方原発再稼働に反対し、運動をとめる運動の輪を広げていきましょう。9月28日に提訴した後、一段落ついたので、もう原告として参加できないように思われている方もいるようです。そんなことはありません。私たち原告団に加わっていただきたい。事務局としてさしあたり年内いっぱい追加提訴を受け、第2次原告団としていきたいと考えています。すでにもう受付は始まっており、十数名の方が原告の予定です。

応援団募集

あわせて、応援団になっていただけるよう、周りの方に声かけを続けていきましょう。

【11月23日(祝日)承認コンペルネ】
映画「日本と原発 4年後」上映会 +
監督兼弁護士「河合弘之」講演会

時間13:30~15:45 参加費:無料
主催 グリーンコープ大分

あの河合節がまたまた聞けます、サクレツします。6月5日の講演会でファンになった人もいらっしゃる人、森山まで(森山)

11月17日第4回審尋と併せて、来年1月26日第5回審尋が新たにセットされた。裁判長は決定を下すためにどれ程の時間がかかるのか模索していると思われる。マスコミ報道にもあったように、第5回審尋を設定したこと3月末までに決定が下されるのか、予断を許さない”不透明な”状況となっていました。私たちの命と暮らしを予想される事故から守るために、一刻も早い裁判所の判断を求めていきましょう。

大分地裁での裁判の流れ

仮処分	本訴訟
6.28 1名提訴	
7.4 3名追加提訴	
7.21 第1回審尋	
8.10 第2回審尋	
9.28 第3回審尋	
11.17 第4回審尋	本裁判提訴 第1回口頭弁論
1.26 第5回審尋	第2回口頭弁論
3月 決定?	裁判の継続

しゃるかと思います。監督として第1作「日本と原発」は全国各地で上映されました。その勢いで完成了第2作目が本作品であり、大分市ののみの上映となりますのでお見逃しないよう！(河合さんの講演は上映後となります。)

編集後記

▼「訴状」の全文を知りたい方はホームページ上で <http://ikata-sashitome.e-bungo.jp/> にアクセス本訴のコーナーで読むことができます。また、印刷した資料が欲しい方は事務局までご連絡ください。▼なお、ホームページは原告の声No.1紹介の伊東が担当していますのでよろしく。▼今回からはじめて編集を担当する森山です。不慣れですが、頑張ります。皆様のご理解ご協力で良いものにしていきたいと思っています。▼新潟県知事選で東電柏崎刈羽原発再稼働反対を訴えた米山隆一氏が勝利しました。”民意”は原発再稼働ノーということが明らかになりました。鹿児島県三田園知事誕生に続いて2県目です。きっと私たちの裁判にも追い風になります。事務局員募集中。キョウミある人、森山まで(森山)